

はじめに

県内には、農業水利施設を始め、農道、農業集落排水施設など農業農村整備事業で造成された数多くの施設が存在しています。これらの施設は高度経済成長期等に集中的に整備されており、例えば、国営や県営土地改良事業で造成した基幹的な農業水利施設741施設では約5割が耐用年数を超過するなど、施設の老朽化が進み、補修等に要する維持管理費が増加しています。

農業農村整備事業造成施設は、食料生産を支える重要なインフラであるのみならず、農村地域の防災・減災、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮といった公益的な役割も果たしていることから、財政的な制約も考慮しつつ、これまで以上に効率的な補修・更新に取り組み、これらの機能を将来にわたり安定的に発揮させる必要があります。

こうした課題を踏まえ、国においては、平成25年11月に国内全てのインフラの戦略的な維持管理・更新等の基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」を、平成26年8月には「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を定めました。さらに、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）では、政府横断的な分野の一つとして「老朽化対策」が位置付けられ、インフラの維持管理・更新に係る推進方針を明記したところです。

本県においても分野横断的な取組方針である「茨城県公共施設等総合管理計画」を平成27年3月に策定し、県有財産の戦略的な維持管理・更新に取り組んでいるところです。土地改良施設は代表例として基幹的農業水利施設が位置付けられていますが、さらに踏み込み、その他の施設の取組方針についても示す必要があります。

そこで県では、本県農業農村整備の取組指針となる「第8次土地改良5カ年計画（平成28年3月策定）」において、3つの施策の目標の一つに「農村地域の強靱化・インフラ長寿命化」を掲げ、貴重な社会資本ストックである土地改良施設の長寿命化対策と保全管理に積極的に取り組むこととしたところです。

これらを踏まえ、茨城県農林水産部農地局（以下、「農地局」という。）が所管する施設の長寿命化に向けた取組の方向性を明らかにするため、ここに「いばらき農業水利施設等インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、土地改良施設の長寿命化に向けた取組を強力に推進することとしました。

行動計画とは…

○計画的な点検や補修等の取組を実施する必要性が認められる全ての土地改良施設でストックマネジメントサイクルを構築・継続・発展させるための中期的な取組の方針。

記載内容:対象施設,計画期間,対象施設の現状と課題,必要施策に係る取組の方向性(個別施設計画の策定方針),フォローアップ

いばらき農業水利施設等インフラ長寿命化計画(行動計画)

本計画の構成

【共通編】:対象施設に共通する事項

- | | |
|-----------|--|
| 1 計画の範囲 | 対象施設,計画期間について |
| 2 目指すべき姿 | ストックマネジメントの実践において目指すべき姿
(農業水利施設等の戦略的な保全管理) |
| 3 現状と課題 | ・農業水利施設等におけるこれまでの取組の状況と課題
・施設管理に係る技術者の人員状況および実施体制 |
| 4 施策の方向性 | ・ストックマネジメントサイクルの確立に向けた個別施設計画の策定や施設の点検・監視,情報の蓄積と利活用について
・インフラ長寿命化に向けた推進体制の強化
(インフラ長寿命化推進委員会の設立) |
| 5 フォローアップ | 施策の進行管理と社会情勢の変化に合わせた計画の見直し |

【施設種別編】:施設状況や取組方針など施設種別によって異なる事項

○個別施設計画の策定方針と今後の取組方針

- 1 農業水利施設(ため池除く)
- 2 農道
- 3 農業集落排水施設
- 4 ため池
ロードマップ

【参考資料編】:関係計画の目標や個別施設計画の様式など

- 関連計画における長寿命化関連の目標
- 機能診断及び個別施設計画策定に係る主な事業
- 農業水利施設の日常点検記録表様式
- 個別施設計画記載例(農業水利施設(ため池除く))
- いばらき農業水利施設機能保全推進計画(平成24年3月)